

## 第 2 期久喜市スポーツ推進計画

(素案)

# 第1章 計画策定にあたって

## 1-1 計画策定の趣旨

平成23年（2011年）に、スポーツ振興法が50年振りに改正され、スポーツ基本法が制定されました。

スポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、更に我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

そして現在のように、少子・高齢化などの社会の構造や生活環境が大きく変化する中においては、スポーツの果たす役割・意義がますます重要になってきており、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といったスポーツへの多様な関わり方を通して、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えていくことが重要です。

国では、平成24年に「スポーツ基本計画」を、県では、平成25年に「埼玉県スポーツ推進計画」を策定し、これを受けて本市においても平成29年に「スポーツ推進計画」を策定し、計画的なスポーツの推進に取り組んできました。

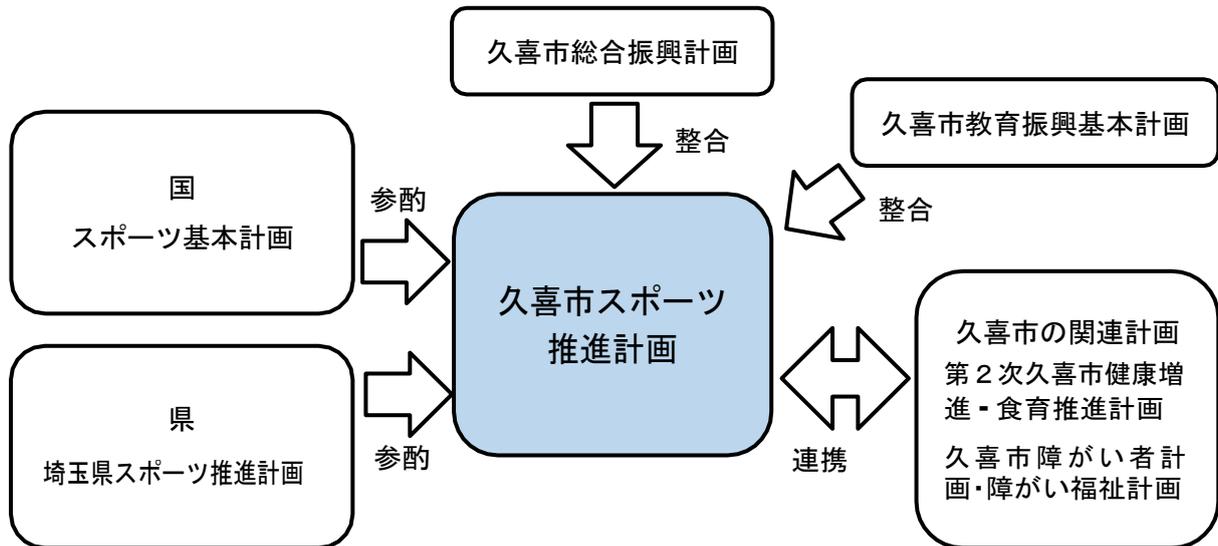
また、本市においては、令和2年3月8日に久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言を行い、少子高齢化社会に向けたスポーツを通じた健康のまちづくりを目指すこととしています。

このたび、「スポーツ推進計画」の計画期間が満了するにあたり、引き続き計画的なスポーツ推進を進めていくため、平成29年に策定された国の「第2期スポーツ基本計画」及び「埼玉県スポーツ推進計画」を参酌し、久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言の趣旨及び「久喜市総合振興計画」、「久喜市教育振興基本計画」におけるスポーツの振興に関する諸施策を踏まえ、本市のスポーツの将来像やスポーツ推進に関する施策の体系を明らかにした久喜市スポーツ推進計画を策定するものです。

## 1-2 計画の性格、位置づけ

- (1) この計画は、「スポーツ基本法第10条第1項」に基づき、本市がスポーツを推進するための基本的な方向性を定める計画として策定するものです。
- (2) 国が平成29年に策定した「第2期スポーツ基本計画」並びに埼玉県が平成25年に策定した「埼玉県スポーツ推進計画」の内容等を踏まえて策定するものです。
- (3) 平成30年3月策定の「久喜市総合振興計画（後期基本計画）」を基本とし、「久喜市教育振興基本計画」など、関連する諸計画との整合を図りながら策定するものです。
- (4) 地域に関わるすべての人々が、体力・年齢等に応じて、生涯にわたってスポーツに取り組む方向性を示すものです。

### 【各計画の相関図】



## 1-3 計画の期間

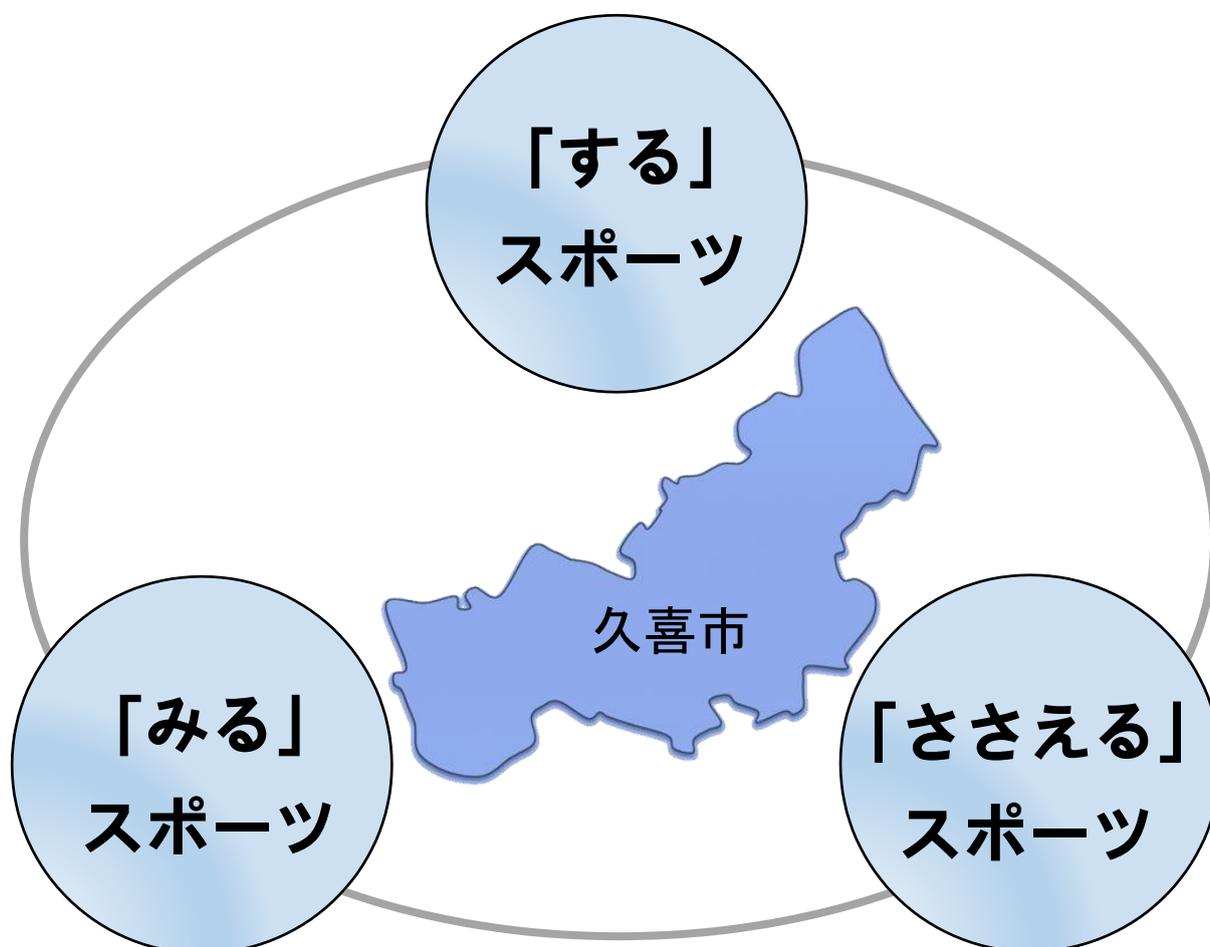
令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

|              | R2   | R3 | R4   | R5 | R6 | R7 | R8 |
|--------------|------|----|------|----|----|----|----|
| スポーツ<br>推進計画 |      |    |      |    |    |    |    |
|              | 策定期間 |    | 実施期間 |    |    |    |    |

## 1-4 計画における「スポーツ」の概念

スポーツとは、スポーツ基本法では、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他身体活動」としています。

この考え方を踏まえ、本計画では、競技スポーツをはじめ、体力づくり、健康の保持増進のために計画的・意図的に実施する運動のほか、趣味や交流のために気軽に身体を動かすこと、レクリエーション活動、日常の生活や仕事・家事の合間の簡単な運動も「スポーツ」として幅広く捉えています。



※スポーツには、自らスポーツ活動を行う「する」スポーツに加えて、試合の観戦などの「みる」スポーツ、活動をサポートしていく「ささえる」スポーツという関わり方もあります。

## 1-5 久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言

本市は、令和2年3月8日、久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言（以下、「都市宣言」といいます。）を実施しました。

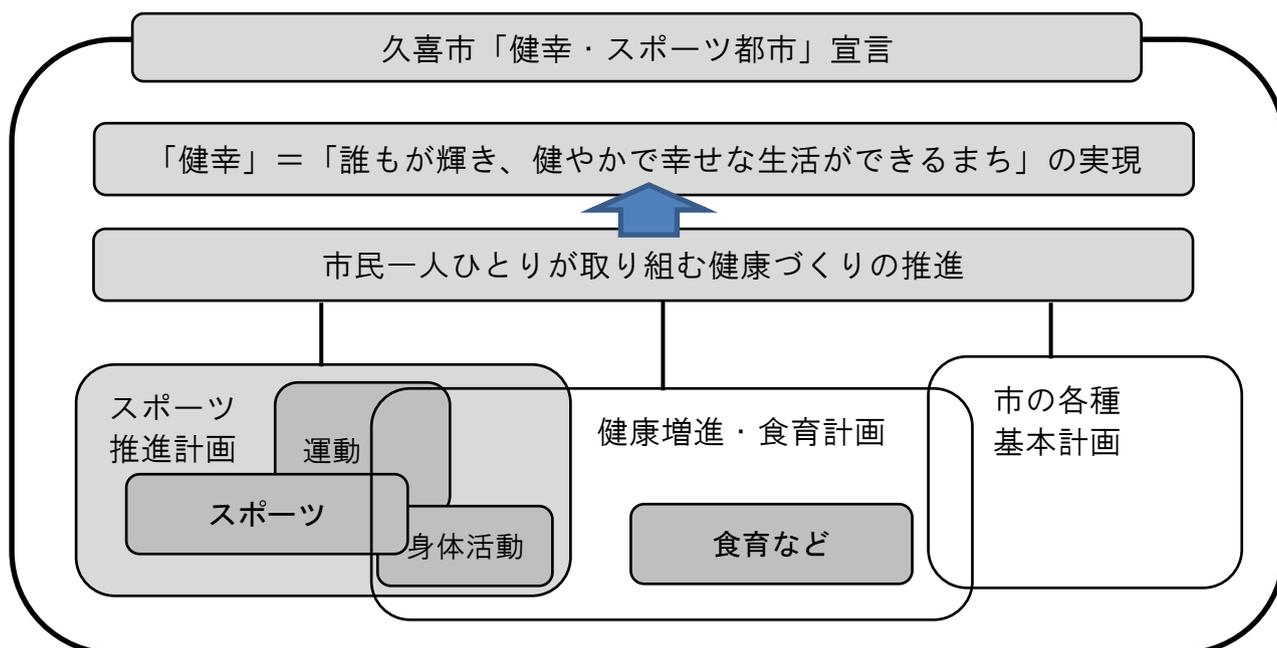
都市宣言は、今後さらに進展すると考えられる少子高齢化社会において、市民1人ひとりが生涯にわたって元気に活躍していくには、その前提である「健康」を維持していくことが必要であり、そのために、世代を問わずすべての市民が運動やスポーツを中心とした健康づくりに取り組み、活気あふれる久喜市の創造を目指す決意と方針を明文化したものです。

平均寿命が延伸の一途をたどっている一方、少子化により現役世代の減少が見込まれることから、できる限り多くの市民が年を重ねても元気に人生を楽しめる状態を保つことが、持続的な社会の構築につながります。この状態を、都市宣言では「誰もが輝き、健やかで幸せな生活」と表現し、このような生活を送ることを「願います」としています。このことが、「健幸」ということの内容です。

宣言はまた、「健幸」を実現する手段として、運動やスポーツをはじめとした健康づくりの取り組みを市民一人ひとりが意識して行っていくこと、その過程で醸成される人と人とのつながりを通じて活気あるまちづくりを行っていくことをうたっています。

このように、都市宣言は健康づくりをまちづくりの理念の中心に置き、これを実現するための大きな手段のひとつとして街ぐるみで運動やスポーツに取り組んでいこうとするものです。

本計画では、このような都市宣言の理念を踏まえ、できる限り多くの市民を運動やスポーツに巻き込み、協働の仕組みも踏まえながら市全体で「笑顔あふれる躍動するまち」を実現していけるよう、取り組みを進めます。



# 久喜市「<sup>けんこう</sup>健幸・スポーツ都市」宣言

令和元年12月24日告示第372号

令和2年3月8日宣言実施

都市と自然が調和する<sup>とわ</sup>永久に喜び暮らせるこのまちで、私たち久喜市民は、誰もが輝き、健やかで幸せな生活を送ることを願います。

この願いを実現するため、私たちは健康づくりへの意識をさらに高め、一人ひとりが自分に合った運動やスポーツに親しみます。

そして、スポーツによる豊かなコミュニケーションを通じて、世代を超えて人と人がつながり、いきいきと暮らせる「<sup>けんこう</sup>健幸・スポーツ都市」を目指すことをここに宣言します。

- 適度な運動、適量でバランスの良い食事、規則正しい生活習慣を実践する『健康なまち』を目指します。
- 運動やスポーツを通じて、新たに挑戦する勇気と継続する強い意志を養う『常に発展するまち』を目指します。
- 運動やスポーツに親しみ、他人を敬う謙虚な姿勢と仲間を思いやる優しい心を育む『強い絆のまち』を目指します。
- とともに身体を動かして、『笑顔あふれる躍動するまち』を目指します。



健幸・スポーツ都市宣言ロゴマーク  
(令和2年度決定)

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 3-1 基本理念

少子・高齢化などの社会の構造や生活環境が変化する中で、健康・体力づくりや生活習慣病の予防、青少年の健全育成、スポーツを通じた地域コミュニケーションの形成や地域の活性化などにスポーツの果たす役割・意義が期待されております。そして、このことは旧計画策定時と比較しより一層強まっているものといえます。

そこで、本計画においては、旧計画に引き続き基本理念を維持し、久喜市「健幸・スポーツ都市」宣言の趣旨も踏まえ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様なスポーツへの関わり方を通して、市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができる「生涯スポーツ推進のまち・久喜市」を目指します。

#### 【基本理念】

いつでも・どこでも・だれでも・いつまでもスポーツを  
生涯スポーツ推進のまち・久喜市

## 3-2 基本目標

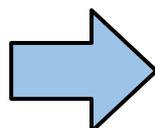
本計画において、今後のスポーツ推進の主要な目標として次のものを掲げ、その具体化を図るものとします。

### 基本目標 1 スポーツ活動の推進

#### 成人の週1回以上のスポーツ実施率

現状値（令和2年度）

53.4%



目標値（令和8年度）

65.0%

### 基本目標 2 学校における体育・スポーツ活動の充実

#### 新体力テストの5段階評価で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒割合

##### 【小学校】

現状値（令和元年度）

88.1%

目標値（令和8年度）

90.0%

##### 【中学校】

現状値（令和元年度）

85.3%

目標値（令和8年度）

90.0%

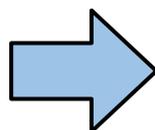
※参考 令和2年度 小学校 %、中学校 %

### 基本目標 3 豊かなスポーツライフを支える環境づくり

#### 学校開放施設利用者数

現状値（令和元年度）

171,956人



目標値（令和8年度）

180,000人以上

#### 公共スポーツ施設利用者数

現状値（令和元年度）

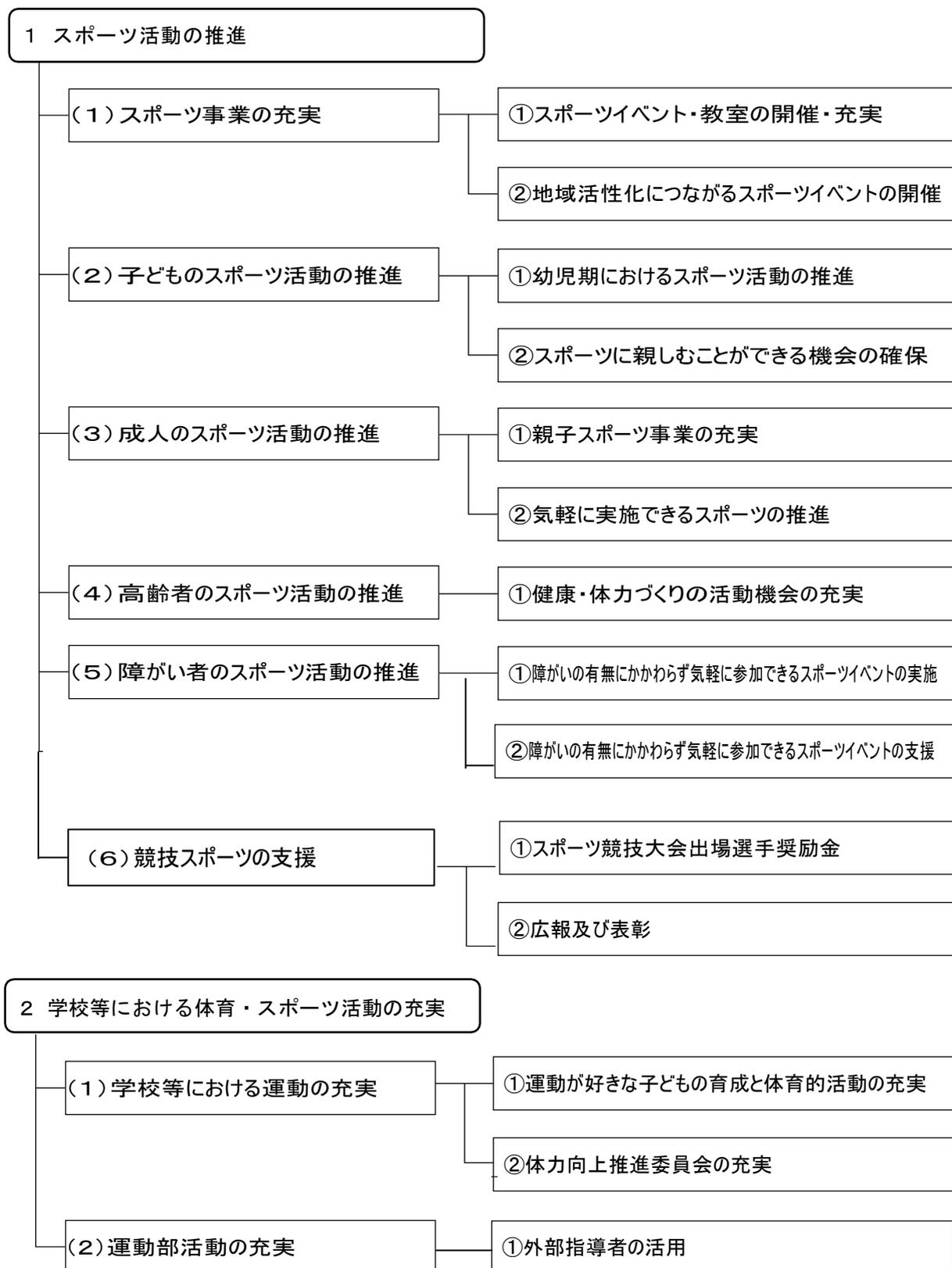
925,145人

目標値（令和8年度）

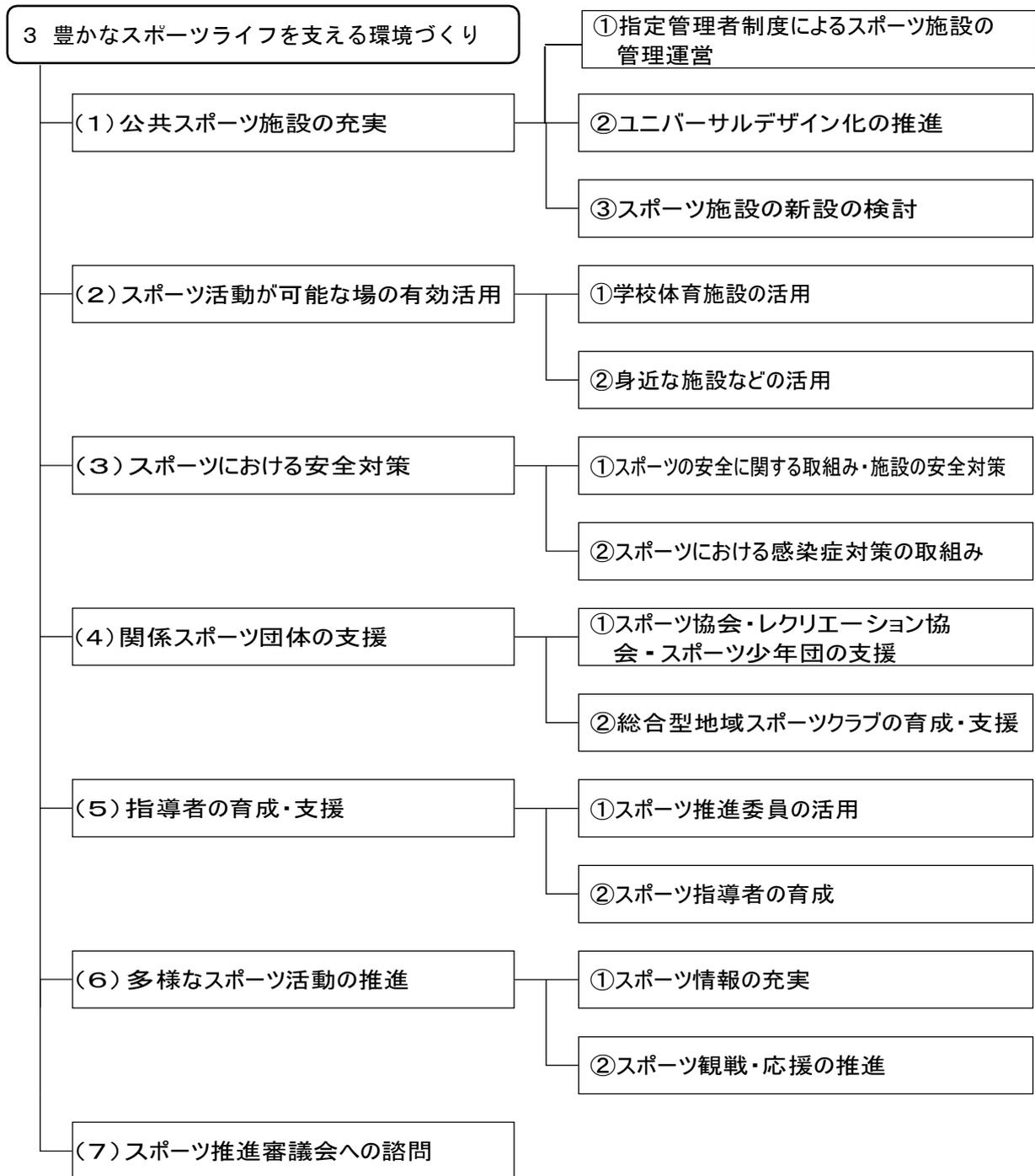
950,000人以上

※参考 令和2年度 学校開放施設利用者数 117,147人、公共スポーツ施設利用者数 494,994人

《基本目標と施策》



## 《基本目標と施策》



# 第4章 スポーツ推進のための施策と主な取り組み

## 4-1 スポーツ活動の推進

スポーツは、市民の健康や体力づくり、趣味等のために役立つ手段であることにとどまらず、豊かで活力に満ちた地域社会の形成に重要な役割を担っています。

市民の誰もがライフステージに応じて、スポーツに親しむことができるよう、関係課と連携を図り、スポーツ事業の充実に努めていきます。

### (1) スポーツ事業の充実

アンケートより、「健幸・スポーツ都市」宣言実施自治体としての発信がまだまだ弱いこと、著名なアスリートと身近にふれあう機会を求めているご意見があることなどから、スポーツを通じた健康づくりのまちづくりという理念がより市内外に浸透するよう、社会の関心を集める魅力あるスポーツイベントを検討する必要があります。

また、市民の健康づくりや市民交流を促進するため、地区体育祭や久喜マラソン大会をはじめとする、市民の誰もが参加できるスポーツ事業を実施します。

#### ① スポーツイベント・教室等の開催・充実

地区体育祭や久喜マラソン大会、くき健康ウォークなど、誰もが体力や年齢に応じて参加できるイベントを開催するとともに、充実に努めます。

また、スポーツを始めるきっかけづくりとして、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ※教室や新体カテストなどを開催するほか、公共スポーツ施設の指定管理者と連携して、市民のニーズに応じたスポーツ教室等の開催に努めます。

また、感染症流行下でも運動習慣を継続していく必要があること、アンケートで多かった「時間がなくて運動できない」という声に対応し、動画による運動情報の発信や、会議ソフト「Zoom」を活用した双方向型リモートスポーツイベントなどの実施に取り組みます。

さらに、民間の企業や団体等が主体となって行うスポーツイベント等についても、連携協定の締結や様々な形の支援を通じてサポートしていきます。

#### ② 地域活性化につながるスポーツイベントの開催

たとえば高低差の少ない久喜市の地理を生かしたフルマラソン大会の開催など、発信力があり地域活性化につながるスポーツイベントが市内で開催されるようにします。また、近年話題のeスポーツについては、今回本計画の中には含めませんが、現状や課題などについて調査研究を進めていきます。

※【ニュースポーツ】定義は様々ですが、おおむね次のようなものとされています。①国内外を問わず最近生まれたスポーツ ②諸外国で古くから行われてきたが、近年我が国で普及してきたスポーツ ③既存のスポーツのルールなどを簡略化し、取り組みやすくしたスポーツです。

## (2) 子どものスポーツ活動の推進

子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむことができる資質を育てるため、幼児や保護者、小・中学生を対象にしたスポーツ活動の機会や活動の場を提供します。

### ① 幼児期におけるスポーツ活動の推進

幼児期に運動することへの興味・関心を高め、運動の機会が増加するよう、関係課や幼稚園・保育所との連携に努めます。

### ② スポーツに親しむことができる機会の確保

小・中学生が、授業や部活動以外でもスポーツに親しめる場である放課後子ども教室（ゆうゆうプラザ）、児童センター・児童館との連携を図り、子どもたちがスポーツに親しむことができる機会の確保に努めます。

## (3) 成人のスポーツ活動の推進

日頃、仕事や家事、子育て等が忙しくスポーツに取り組めない方や、運動の習慣がない方でも気軽にスポーツに親しみ、取り組めるようなスポーツ事業や教室等の開催に努めます。

### ① 親子スポーツ事業の充実

関係課と連携を図り、親子で一緒に参加でき、家庭でも取り組める内容のスポーツ事業や教室を開催するなど、親子でスポーツに親しむ機会の充実に努めます。

### ② 気軽に実施できるスポーツの推進

日頃、スポーツをする機会がない方でも参加しやすいスポーツ教室等の開催や、埼玉県が奨励している、「スポーツ通勤※」等の情報提供を行うなど、日頃から気軽に実施することができるスポーツを推進します。

※【スポーツ通勤】日頃の通勤や勤務中の移動を意識的にスポーツ感覚で行うものです。普段の「歩行」を「ウォーキング」に、自動車を自転車に変えることにより、多忙なビジネスパーソンでも健康の保持増進やリラクゼーションを図る取り組みです。

#### (4) 高齢者のスポーツ活動の推進

高齢者が健康で充実した日々を過ごすことができるよう、高齢者スポーツを活性化させ、高齢者の社会参加を促します。

##### ①健康・体力づくりの活動機会の充実

健康・体力づくり、介護予防、生きがいづくりなど、関係課と連携を図りながら自宅や身近な場所でのスポーツの機会をつくり、運動の習慣化を推進します。

#### (5) 障がい者のスポーツ活動の推進

障がいのあるなしにかかわらず参加しやすい教室等の開催・充実に努め、障がい者のスポーツ参加と交流の機会をつくり、市民の相互理解を促進します。

##### ① 障がいの有無にかかわらず気軽に参加できるスポーツイベントの実施

障がいの有無に関係なく参加できるスポーツイベント等を、関係課等と連携を図り開催するなど、障がい者のスポーツ活動の拡大に努めるとともに、相互理解を深め支えあう地域づくりにつなげます。

##### ② 障がいの有無にかかわらず気軽に参加できるスポーツイベントの支援

民間団体等の実施する障がいの有無に関係なく参加できるスポーツイベント等について、場所を提供するなど、様々な形で支援していきます。

#### (6) 競技スポーツの支援

スポーツの国際大会や全国大会等への出場者に対して、奨励金の交付や広報などを行うことにより、市民へのスポーツの普及、奨励、競技力の向上を図ります。

##### ①スポーツ競技大会出場選手奨励金

各種スポーツ競技において、国際大会や全国大会等に出場する市民に、スポーツ競技大会出場選手奨励金を交付します。

##### ②広報及び表彰

国際大会出場や全国大会上位入賞など優秀な成績を収めた市民の情報収集を行い、その活躍を広報等で紹介したり、表彰を行うなど、競技スポーツを支援します。

## 4-2 学校における体育・スポーツ活動の充実

児童生徒が生涯にわたってスポーツに親しむことができる資質を育てるため、学校教育の充実を図ります。

### (1) 学校等における運動の充実

#### ① 運動が好きな子どもの育成と体育的活動の充実

新体力テストの分析も行いつつ、遊びを通じて楽しく体を動かすことから運動に親しみをもたせ、運動が好きな子どもの割合が増えるよう体育的活動を充実していきます。

#### ② 体力向上推進委員会の充実

体力向上推進委員会を中心に児童生徒の体力に係る課題解決に向けた指導の工夫と改善に努めます。

### (2) 運動部活動の充実

#### ① 部活動指導員の活用

部活動の充実を図るために、中学校運動部活動への部活動指導員の活用を進めます。

## 4-3 豊かなスポーツライフを支える環境づくり

スポーツ施設の有効利用や整備により、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指します。

### (1) 公共スポーツ施設の充実

市民の豊かなスポーツライフを支える上で、スポーツに親しむことのできる環境の整備・充実が重要です。

既存の施設を有効活用するとともに、効果を見極めた上でスポーツ施設の新設も検討し、民間企業のノウハウも活用しながら、スポーツ活動の場の充実に努めます。

#### ① 指定管理者制度によるスポーツ施設の管理運営

指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した施設の運営管理を行い、安全で快適な施設の提供に努めます。

#### ② ユニバーサルデザイン化の推進

公共スポーツ施設を誰もが安全に利用しやすいように、スロープの設置等施設のユニバーサルデザイン化に努めます。

### ③スポーツ施設の新設の検討

市民の運動・スポーツの取り組み状況も踏まえ、必要と判断される場合には、市のアセットマネジメントの状況も鑑みながら、スポーツ施設の新設を検討します。

## (2) スポーツ活動が可能な場の有効活用

市民のスポーツ活動の場として、学校体育施設の開放や民間企業等と連携するなど、市民のスポーツ活動の場の拡充を進めます。

### ①学校体育施設の活用

学校体育施設を多くの市民が身近なスポーツの場として活用できるよう、施設開放の充実に取り組みます。

### ②身近な施設などの活用

ウォーキングやラジオ体操など、気軽にスポーツを行う場として公園や公民館等の利用や、スポーツのきっかけとして観光ウォーキングマップを活用するなど、既存の身近な施設等も活用します。

## (3) スポーツにおける安全対策

スポーツ事故その他スポーツで生じる事故等の防止を図ることは、スポーツを親しむために必要不可欠です。また、新型コロナウイルス感染症などの流行を踏まえ、感染症対策は安全にスポーツを楽しむうえで重要なポイントとなります。そこで、市民が安全にスポーツ活動を行える、感染症対策を含む安全対策を実施し、環境の整備を進めます。

### ①スポーツの安全に関する取組み・施設の安全対策

スポーツをする際の体調管理・準備運動の重要性を啓発し、事故等の防止に努めるとともに、万一の事故等に備えスポーツに関する保険制度について周知・普及を促します。

また、スポーツ施設におけるAEDの設置や所在の表示化などを進めるとともに、施設や用具の安全点検にも努めます。

### ②スポーツにおける感染症対策の取組み

市の保有する体育施設や学校施設においては、消毒液を常備し、定期的な消毒、換気に努めます。また、施設の利用時やスポーツの実施時には、熱中症対策等も踏まえながら無理のない範囲で3密を避け、適宜マスクを着用して飛沫感染を防ぐなどの感

染症予防策を講じるよう、市民に啓発を行っていきます。

#### (4) 関係スポーツ団体の支援

地域のスポーツ関係団体の育成や支援に努め、市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりを目指します。

##### ①スポーツ協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団の支援

スポーツ関係団体の支援を通して、スポーツの裾野を広げ、多くの市民がスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

##### ②総合型地域スポーツクラブの育成・支援

総合型地域スポーツクラブが、地域住民のスポーツ活動の場として定着し、継続的な活動に取り組めるように、総合型地域スポーツクラブの育成・支援をしていきます。

#### (5) 指導者の育成・支援

市民がスポーツ活動を始め、継続していくためには、スポーツ指導者の存在が重要です。スポーツ活動を支える指導者の育成・支援に努めます。

##### ①スポーツ推進委員の活用

地域のスポーツ活動の指導者として、スポーツ推進委員の積極的な活用を推進するとともに、指導者としての資質向上を図るため、研修会へ派遣します。

##### ②スポーツ指導者の育成

市民の多様なスポーツニーズに応えるため、体育協会をはじめとするスポーツ団体と連携し、スポーツ指導者の確保と資質向上に努めます。

また、県体育協会など他団体が実施する研修会等の情報提供をしていきます。

#### (6) 多様なスポーツ活動の推進

##### ①スポーツ情報の充実

市のホームページや広報等に、スポーツ関係団体のイベントや県が取り組むスポーツに関する情報を掲載するなど、スポーツ情報の充実に努めます。

また、スポーツ専用Instagram「くきスポ!」やスポーツポータルサイト「スポーツタウン久喜市」等、多様化に合わせてさまざまな手段でスポーツ情報を発信していきます。

特に、国の「スポーツ」の定義および都市宣言を踏まえ、趣味や交流のために気軽に体

を動かすことや、日常の生活や仕事・家事の合間の簡単な運動も「スポーツ」ととらえて楽しく取り組んでいただけるよう、さまざまな媒体を活用して啓発していきます。

## ②スポーツ観戦・応援の推進

各種スポーツ大会、イベントの開催等に努めるとともに、パブリックビューイング等の機会を創出するなど、参加するだけでなく、観戦や応援などの、多様な関わり方を通して、スポーツに親しむきっかけづくりに努めます。

### (7) スポーツ推進審議会への諮問

本計画に掲げた施策の実施状況をスポーツ推進審議会に報告を行うとともに、市民のニーズ等からのスポーツに関する課題等については、スポーツ推進審議会に意見を伺い、本市におけるスポーツの推進に努めていきます。

# 第5章 計画の実現に向けて

## 5-1 計画の推進体制

本計画の基本理念である「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでもスポーツを生涯スポーツ推進のまち・久喜市」を実現するためには、行政だけではなく、市民や地域、様々なスポーツ団体等が互いの役割を補完し協働しながらスポーツ活動を推進することが重要です。そのため、効果的な計画の推進に向けて以下にそれぞれの役割を整理します。

### (1) 市民

市民一人ひとりが、生涯にわたり自らスポーツに親しみ、生き生きとした生活を送ることが期待されます。

### (2) 地域

他のスポーツ関係団体や市と連携し、市民が自らスポーツに親しむことができる地区体育祭など、スポーツを活用した市民の健康づくりや地域のコミュニティの醸成に取り組むことが期待されます。

### (3) スポーツ関係団体

#### ①久喜市スポーツ協会

久喜市におけるスポーツを推進し、市民の健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、市民生活の向上発展に寄与することが期待されます。

#### ②久喜市レクリエーション協会

レクリエーションをとおして、市民の心身の健康増進を図るとともに、レクリエーション関係団体相互の連絡と協調を密にして、レクリエーション活動の推進を図ることが期待されます。

#### ③久喜市スポーツ少年団

スポーツを通じて青少年の健全な心身の育成とともに、社会の一員としての資質の向上を図るとともに、各少年団体の後援や指導育成を行うことが期待されます。

#### ④総合型地域スポーツクラブ

市や地域、関係団体、民間企業等と連携し、市民のスポーツ活動への参加機会の拡大等、より積極的な活動が期待されます。また、市民の多様なニーズに対応し、スポーツの裾野を広げる役割が期待されます。

#### (4) 民間企業等

スポーツ活動に関わる民間企業等は、市民がスポーツを主体的に行える活動の場と機会を提供することが期待されます。その際、民間企業等単体で、あるいは市と連携協定を締結したり、ステークホルダーと連携するなどして活動することが考えられます。

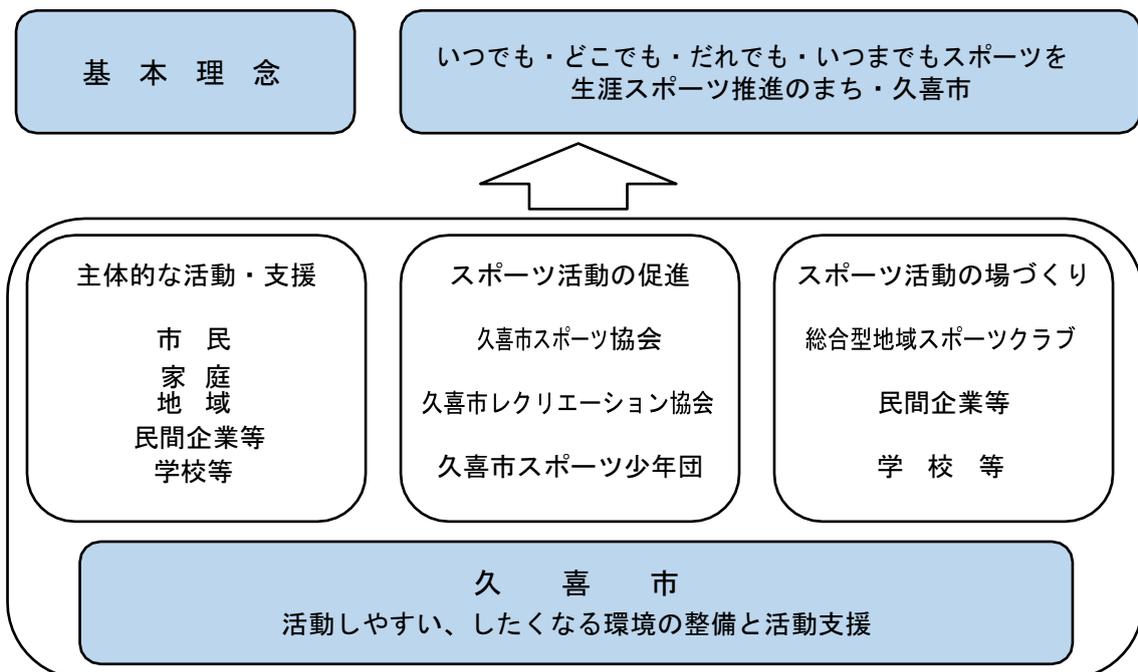
#### (5) 学校等

発達段階に応じて、子どもの運動やスポーツへの取組や体力・運動能力の向上を図るとともに、生涯にわたりスポーツに親しむきっかけづくりの場としての役割が期待されます。

#### (6) 市

本計画の実施主体として、いつでも・どこでも・だれでも・いつまでもスポーツを楽しみ、ひいては地域の活力の向上や市民の健康の保持増進に繋げていけるよう、連携協定などの仕組みも活用しつつ関係団体や地域等と連携し、それぞれが主体的にスポーツ活動を推進していけるよう、事業の実施・環境整備や助言等の支援を行っていきます。

#### 【推進体制のイメージ図】



## 5-2 計画の進行管理

スポーツ推進審議会に、計画の実施状況とその成果について報告を行います。

そして、効率的なスポーツ推進のため、計画・実施・点検・改善の「Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（改善）」サイクルを確立し、計画の進行管理と点検を行います。

